

「情報公開文書」

課題名：早期胃癌に対する内視鏡的粘膜下層剥離術後出血リスクスコアリングシステムの開発に関する研究

1. 研究の対象

2013年11月～2016年10月に当院を含めた下記研究施設で早期胃癌に対して内視鏡的粘膜下層剥離術（ESD）が施行された方

2. 研究目的・方法

早期胃癌に対する低侵襲治療であるESD施行の際に、4-9%でESD後出血を認めるとされている。さらに最近では、胃癌患者の高齢化によりESD患者における抗血栓薬の使用頻度が増加している。しかしながら、出血リスクは抗血栓薬以外にも上記のような様々な要素から成るにもかかわらず、これらのリスクを層別化するようなシステムは報告されていないのが現状である。そこで、本研究では多施設共同研究にて早期胃癌ESD後の出血関連因子を同定し、ESD直後までに得られる情報に基づいた早期胃癌ESD後出血リスクを層別化するスコアリングシステムを開発することを目的とする。研究期間は2018年4月（倫理委員会承認後）～2021年3月とする。

診療記録を閲覧しながら、患者様の個人情報情報を排除して、病歴、内服されている薬の種類、検査所見、治療内容、臨床経過などの医学情報の解析を実施し、出血関連因子の同定から早期胃癌ESD後出血リスクスコアリングシステムを作成する。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

2013年11月～2016年10月の間に早期胃癌に対してESDが施行された患者（全体5000名、本学100名）のカルテ情報（年齢、性別、基礎疾患、内服薬の状況、内視鏡治療後の病理組織結果（情報のみ）等）

4. 外部への試料・情報の提供

データセンターへのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。個人情報は匿名化を行い、外部へ提供されることはありません。匿名化に関する対応表は、当院の個人情報管理者が保管・管理し、院内で適切に保管されます。

5. 研究組織

研究代表者：

東北大学病院消化器内科 小池 智幸

研究事務局

東北大学病院消化器内科 八田 和久

住所：宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL：022-717-7171 FAX：022-717-7177

当院の研究責任者

筑波大学医療系消化器内科 溝上 裕士

斗南病院（住吉徹哉）、国立病院機構函館病院（間部克裕）、弘前大学医学部附属病院（三上達也）、東北大学病院（小池智幸）、福島県立医科大学附属病院（引地拓人）、筑波大学附属病院（溝上裕士）、群馬大学医学部附属病院（浦岡俊夫）、千葉大学医学部附属病院（中川倫夫）、東京大学（藤城光弘、辻陽介）、国立がん研究センター中央病院（小田一郎）、東京慈恵会医科大学附属病院（炭山和毅）、順天堂大学医学部附属順天堂医院（上山浩也）、国立国際医療研究センター国府台病院（矢田智之）、虎の門病院（布袋屋修）、がん研有明病院（由雄敏之）、静岡県立静岡がんセンター（角嶋直美）、石川県立中央病院（土山寿志）、金沢大学附属病院（北村和哉）、福井県立病院（波佐谷兼慶）、滋賀医科大学（杉本光繁）、大阪大学大学院医学系研究科（竹原徹郎）、大阪市立大学大学院医学系研究科（永見康明）、市立豊中病院（西田勉）、大阪市立総合医療センター（根引浩子）、大阪急性期・総合医療センター（井上拓也）、和歌山県立医科大学（井口幹崇）、神戸大学医学部附属病院（森田圭紀）、山口大学医学部附属病院（西川潤）、周東総合病院（清時秀）、愛媛大学医学部附属病院（富田英臣）、愛媛県立中央病院（壺内栄治）、長崎大学（大仁田賢）

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究担当者 奈良坂俊明

筑波大学医学医療系 消化器内科

〒305-8576 つくば市天王台 1-1-1

TEL 029-853-3218

FAX 029-853-3218

E-mail: tnarasaka@md.tsukuba.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合